

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町2丁目4番11号
堺 商 事 株 式 会 社
取締役社長 油 江 博 志

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区谷町6丁目5番4号
薬業年金会館3階301号室
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第89期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第89期連結計算書類監査結果
報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
 - 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sakaitrading.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、政府による経済対策や証券市場の活況を受けて企業業績改善の動きが進み、経済は回復基調で推移いたしました。消費増税後の個人消費の落ち込みは依然として続いており、海外における新興国経済の減速や欧州経済の不振、不安定な国際情勢等により、依然として景気の先行きは不透明な状況であります。

当社グループにおきましては、このような状況のもと、積極的な営業活動や販売効率の改善、海外事業戦略の強化に取り組みましたことにより、当連結会計年度の経営成績は、売上高につきましては前連結会計年度に比べ増収となりました。利益面におきましては、販売利益率の改善に取り組みましたものの、営業利益は販売形態の多様化による物流コスト等営業費の増加やインドネシアにおける製造子会社の生産体制確立の遅れにより、前連結会計年度に比べ減益となりました。経常利益については、為替収支の好転等により、前連結会計年度に比べ増益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ0.9%増の380億6千8百万円となり、営業利益は0.2%減の5億2千5百万円、経常利益は13.3%増の5億1千6百万円、当期純利益は29.1%増の3億1千8百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

<国内法人>

当連結会計年度については、化成品・電子材料の復調や国内向け衛生材料の堅調はありましたものの、価格競争による衛生材料の輸出の減少等もあり、連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、1.4%減の339億5千万円となりました。

また、営業利益は重点商品の販売強化や利益率の改善に伴い13.7%増の6億8百万円となりました。

<在外法人>

当連結会計年度については、米国や東南アジア市場での販売が堅調に推移したことやタイの販売子会社の活動が安定化したこと等により、連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ、25.1%増の41億1千7百万円となりました。

また、営業損益はインドネシアの製造子会社の収益化の遅れから7千5百万円の営業損失となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、新株発行及び社債発行などの特段の資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

商社として、信頼性・専門性・国際性の向上を図り、より一層企業価値を高めるため、以下の施策に取り組みます。

- ① 顧客第一をモットーに、専門性を強化し、より一層提案型の創造集団を確立します。
- ② 世界市場に対応するため、海外ネットワークを活用して戦略の強化に取り組みます。
- ③ 有能な人材の確保とプロフェッショナルの育成に取り組みます。
- ④ 財務報告の信頼性の確保と法令遵守をはじめとした内部統制システムを更に充実し、レベルの向上に努めます。
- ⑤ 「かけがえのない地球を後世に引き継ぐため、化学品を中心とした事業活動のあらゆる面で、環境負荷低減に繋がる商品の開拓とその販売推進に努める。」を環境方針と定め、グループを挙げて環境の改善に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 86 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 87 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 88 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 89 期 (当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	34,446	34,655	37,734	38,068
経 常 利 益 (百万円)	668	548	456	516
当 期 純 利 益 (百万円)	363	308	246	318
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	40.04	33.97	27.20	35.12
総 資 産 (百万円)	13,306	14,709	15,827	16,729
純 資 産 (百万円)	5,432	6,003	6,340	6,889

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づき算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年3月31日現在）

① 親会社との関係

会社名	出資比率	当社との関係
堺化学工業株式会社	63.97%	同社製品の購入及び原料の納入を行っております。

(注) 出資比率は、自己株式933,267株を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SAKAI TRADING NEW YORK INC.	750千米ドル	100%	化学工業製品等の販売
SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.	300千豪ドル	100%	化学工業製品等の販売
SAKAI TRADING EUROPE GmbH	300千ユーロ	100%	化学工業製品等の販売
堺商事貿易（上海）有限公司	2,483千人民元	100%	化学工業製品等の販売
台湾堺股份有限公司	10,000千台湾ドル	100%	化学工業製品等の販売
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	8,500千米ドル	55%	衛生材料関連商品の製造及び販売
SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	100,000千バーツ	100%	化学工業製品等の販売

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、化成品、合成樹脂、電子材料の輸出入、国内販売及び製造を行う化学品関連事業を主な事業の内容とし、更に、その他事業として非金属材料製品、食品添加物等の輸出入、国内販売を行っております。

(8) 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	大阪府中央区
東京支店	東京都品川区
北海道営業所	北海道千歳市
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡府中央区
イスタンブール駐在員事務所	トルコ イスタンブール

② 子会社

名 称	所 在 地
SAKAI TRADING NEW YORK INC.	米国 ニューヨーク
SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア シドニー
SAKAI TRADING EUROPE GmbH	ドイツ デュッセルドルフ
堺商事貿易（上海）有限公司	中国 上海
韓国堺商事株式会社	韓国 ソウル
台湾堺股份有限公司	台湾 台北
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	インドネシア スラバヤ
SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
182名	54名増

- (注) 1. 従業員数には、当社グループ外からの出向者を含んでおりますが、当社グループ外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて54名増加しましたのは、主に平成24年9月10日付でインドネシア共和国に設立した PT. S&S HYGIENE SOLUTIONの本格稼働に向けた増員によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80名	3名増	40.5歳	11.0年

- (注) 従業員数には、社外からの出向者を含んでおりますが、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,883百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,000,000株
 (3) 株主数 667名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堺 化 学 工 業 株 式 会 社	5,800,000株	63.97%
ゴールドマンサックスインターナショナル	145,000	1.59
紀 和 化 学 工 業 株 式 会 社	115,000	1.26
堺 商 事 社 員 持 株 会	111,200	1.22
日 本 石 材 セ ン タ ー 株 式 会 社	110,000	1.21
秀 和 海 運 株 式 会 社	106,000	1.16
株式会社ジャパンロジスティックス	90,000	0.99
河 内 秀 光	86,000	0.94
伊 藤 宏 明	80,148	0.88
橋 本 象 二	75,000	0.82

- (注) 1. 当社は、自己株式933,267株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式933,267株を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	油 江 博 志	電子材料部・内部統制担当、海外戦略室長
常務取締役	片 岡 茂 夫	東京営業第一部・環境管理・品質管理担当、 東京支店長兼大阪営業第二部長兼 東京営業第二部長 SAKAI TRADING NEW YORK INC. 代表取締役社長 韓国堺商事株式会社 代表取締役社長 堺商事貿易（上海）有限公司 董事長
取 締 役	在 津 昭 宏	大阪営業第一部担当、衛生材料部長
取 締 役	川 原 章	総務部・リスク管理担当、経理部長兼業務部長
取 締 役	藪 中 巖	堺化学工業株式会社 代表取締役会長
取 締 役	赤 水 宏 次	堺化学工業株式会社 取締役営業推進本部長
常勤監査役	菊 池 英 二	
監 査 役	小 河 義 夫	公認会計士 小河義夫事務所所長
監 査 役	佐 野 俊 明	堺化学工業株式会社 経理部長 大崎工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役 小河義夫及び佐野俊明の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 小河義夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役 佐野俊明氏は、当社の親会社である堺化学工業株式会社の経理部長として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役 小河義夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- イ. 平成26年6月25日開催の第88回定時株主総会において、藪中 巖及び赤水宏次の両氏が取締役に、佐野俊明氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- ロ. 平成26年6月25日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって、代表取締役会長 播本捷一郎、取締役 安倍一允の両氏は任期満了により、監査役 福田健太郎氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	64百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	13百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	78百万円 (4百万円)

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、平成26年6月25日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

イ. 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額

取締役4名 11百万円

ロ. 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額

取締役5名 9百万円

監査役2名 1百万円 (うち社外監査役1名に対し0百万円)

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成26年6月25日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った退職慰労金は、以下のとおりであります。

退任取締役1名 32百万円

③ 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外監査役が役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は0百万円であります。

(3) 社外役員等に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役 佐野俊明氏は、当社の親会社である堺化学工業株式会社の経理部長であります。当社は、同社との間に同社製品の販売、主要原料の納入等の取引関係があります。

また、同氏は当社親会社の子会社である大崎工業株式会社の社外監査役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
監査役	小 河 義 夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	佐 野 俊 明	監査役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役就任後開催の監査役会10回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役 小河義夫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

- ④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討してはりましたが、前回選任時には適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。しかしながら、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることが出来ましたので、平成27年6月24日開催予定の第89回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

ひびき監査法人

(注) 当社の会計監査人であった大阪監査法人は、平成26年7月1日付で新橋監査法人、ペガサス監査法人と合併し、ひびき監査法人となりました。なお、ひびき監査法人は、大阪監査法人の権利義務の一切を承継しております。

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	20百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を取締役会から監査役会に変更しております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社グループの取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

- イ. 当社グループは、全ての取締役・使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、「企業行動基本方針」及び「行動指針」並びに法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築する。
- ロ. 反社会的勢力との関係を断絶するため、「企業行動基本方針」及び「行動指針」において、反社会的勢力には毅然とした対応をし、一切関係を持たない旨を定め、その遵守を徹底するとともに、所轄警察署等と連携を図り、不測の事態に備える。
- ハ. 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処法が担当取締役を通じて代表取締役、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

- イ. 取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書の取り扱いは、当社社内規程に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて運用状況の検証、関連規程の見直しを行う。
- ロ. 取締役会、経営会議等の重要会議の議事録はデータベース化し、取締役、監査役、監査室長が常時閲覧可能な状態とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

- イ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理システムを構築・運用し、かつ継続的改善を通して企業価値の向上を図る。また、リスク管理委員会を設置し、当該システムの適切な運用を維持するとともに、リスク管理に係る重要事項を審議する。
- ロ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、監査室を設置する。
- ハ. 監査室は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、必要があれば監査方法の改定を行う。
- ニ. 監査室の監査により法令・定款違反及び損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、直ちに監査室長及び担当部署に通報される体制を構築する。

ホ. 監査室の活動を円滑にするために、関連する規程の整備を各部署に求め、また、損失の危険を発見した場合には、直ちに監査室長に報告するよう指導する。

④当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

イ. 当社グループは、中期経営計画に基づき年度ごとの事業計画を立案し、目標達成のための活動を実施する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか経営会議等を通じて定期的に検証する。

ロ. 各取締役は、取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

ハ. 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき業務を遂行することとする。

⑤当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ内部統制体制）

イ. グループ会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。

ロ. 海外戦略室長は、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の代表取締役、取締役会、監査役に報告する。

ハ. 当社と親会社及び子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査室は親会社及び子会社の監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

イ. 監査役からその職務を補助すべき使用人（以下、監査役付スタッフという。）を求められた場合は、これを任命する。

ロ. 前項の補助に関する具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、総務担当取締役その他の関係部署の意見も十分に考慮して決定する。

ハ. 監査役付スタッフの任命・異動については監査役会の同意を必要とする。

ニ、監査役付スタッフは、監査役の職務を補助するにあたっては監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑦当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ、当社グループの取締役及び使用人は、各監査役に対して必要な報告及び情報提供を行う。

ロ、前項の報告・情報提供として主なものは、次のとおりとする。

- a リスク管理委員会等の重要な会議で決められた事項
- b 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c 重大な法令・定款違反
- d 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- e 子会社に対する業務監査の状況
- f 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- g 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- h 内部通報制度の運用状況及び通報内容
- i 稟議書及び監査役から要求された会議議事録
- j その他コンプライアンス上重要な事項

ハ、当社グループの取締役及び使用人が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止する。

⑧その他 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ、監査役と代表取締役との間で定期的に意見交換を行う。

ロ、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月14日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定した利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けたうえで、財務体質の強化と営業基盤の拡大に必要な内部留保の充実に努めるとともに、利益動向や経営環境を勘案し、年2回の配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	14,616,752	流動負債	9,018,314
現金及び預金	3,417,652	支払手形及び買掛金	7,401,490
受取手形及び売掛金	9,088,143	短期借入金	1,237,638
商品及び製品	1,783,677	未払法人税等	160,209
仕掛品	25,254	賞与引当金	67,373
原材料	73,868	役員賞与引当金	11,400
繰延税金資産	50,907	その他	140,203
その他	179,468	固定負債	821,354
貸倒引当金	△2,220	長期借入金	645,803
固定資産	2,112,894	繰延税金負債	90,251
有形固定資産	1,497,278	役員退職慰労引当金	46,775
建物及び構築物	287,656	退職給付に係る負債	1,291
機械装置及び運搬具	626,510	その他	37,231
工具、器具及び備品	31,856	負債合計	9,839,669
土地	299,324	【純資産の部】	
建設仮勘定	251,929	株主資本	6,177,324
無形固定資産	37,045	資本金	820,000
ソフトウェア	37,045	資本剰余金	697,471
投資その他の資産	578,570	利益剰余金	4,848,914
投資有価証券	414,655	自己株式	△189,062
退職給付に係る資産	30,460	その他の包括利益累計額	422,968
その他	164,996	その他有価証券評価差額金	150,656
貸倒引当金	△31,541	繰延ヘッジ損益	△2,578
資産合計	16,729,646	為替換算調整勘定	274,890
		少数株主持分	289,684
		純資産合計	6,889,977
		負債純資産合計	16,729,646

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		38,068,792
売 上 原 価		35,827,859
売 上 総 利 益		2,240,932
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,715,808
営 業 利 益		525,124
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,835	
そ の 他	63,873	80,708
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,194	
そ の 他	60,837	89,032
経 常 利 益		516,801
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,020	4,020
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		512,780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	276,737	
法 人 税 等 調 整 額	22,019	298,757
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		214,023
少 数 株 主 損 失 (△)		△104,428
当 期 純 利 益		318,452

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日期首残高	820,000	697,471	4,602,996	△189,062	5,931,406
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△72,533	－	△72,533
当 期 純 利 益	－	－	318,452	－	318,452
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	245,918	－	245,918
平成27年3月31日期末残高	820,000	697,471	4,848,914	△189,062	6,177,324

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				少数株主分 持	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成26年4月1日期首残高	90,483	940	102,627	194,051	214,952	6,340,410
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△72,533
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	318,452
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	60,173	△3,519	172,263	228,917	74,731	303,648
連結会計年度中の変動額合計	60,173	△3,519	172,263	228,917	74,731	549,566
平成27年3月31日期末残高	150,656	△2,578	274,890	422,968	289,684	6,889,977

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

SAKAI TRADING NEW YORK INC.、SAKAI AUSTRALIA PTY LTD.、
SAKAI TRADING EUROPE GmbH、堺商事貿易（上海）有限公司、台湾堺股份有限公司、
PT. S&S HYGIENE SOLUTION、SAKAI TRADING (THAILAND) CO., LTD.

(2) 非連結子会社の名称等

韓国堺商事株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

韓国堺商事株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、個々の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社は定率法によっており、在外連結子会社は、主として定率法によっております。

なお、耐用年数については以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～39年
機械装置及び運搬具	4～16年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過する場合には、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」として計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出取引による外貨建売上債権、輸入取引による外貨建仕入債務等及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………変動金利借入金

③ヘッジ方針

為替予約取引については、輸出入取引に係る為替変動のリスク回避のため、外貨建の債権及び債務について実需原則に基づき利用しております。また、金利スワップ取引については、借入金の金利変動のリスク回避のため、実需原則に基づき利用しており、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約は、為替予約の締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期間の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判断をもって有効性の判定に代えております。金利スワップについては、金利スワップの締結時にリスク管理方針に従って、同一金額で同一期間の金利スワップを振当てているため、その後の市場金利の変動による相関関係は完全に確保されており、その判断をもって有効性の判定に代えております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 輸出手形割引残高	8,065千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	372,009千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末
普通株式（千株）	10,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月7日 取締役会	普通株式	36,266	4.00	平成26年3月31日	平成26年6月4日
平成26年11月6日 取締役会	普通株式	36,266	4.00	平成26年9月30日	平成26年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	36,266	4.00	平成27年3月31日	平成27年6月3日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの回収条件管理及び与信限度管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握する体制をとっております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金は、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。短期借入金は変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、借入期間が3ヶ月と短期であるため、金利の計算期間も同一期間であることから、当該リスクは限定的であります。長期借入金は変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理方針（デリバティブ管理規程）に従って金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約取引については振当処理の要件を満たしているため、金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、その判断をもって有効性の判定に代えております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理方針（デリバティブ管理規程）に従って行っており、また、利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月継続的に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）をご参照下さい。）。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,417,652	3,417,652	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,088,143	9,088,143	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	358,826	358,826	—
資産計	12,864,622	12,864,622	—
(4) 支払手形及び買掛金	7,401,490	7,401,490	—
(5) 短期借入金	1,237,638	1,237,638	—
(6) 未払法人税等	160,209	160,209	—
(7) 長期借入金	645,803	665,394	19,590
負債計	9,445,141	9,464,732	19,590
(8) デリバティブ取引（※）	(5,925)	(5,925)	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(8) デリバティブ取引

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 その他有価証券36,251千円、子会社株式19,578千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
現金及び預金	3,417,652
受取手形及び売掛金	9,088,143
合計	12,505,796

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,108,477	—	—	—	—	—
長期借入金	129,160	129,160	129,160	129,160	129,160	129,160
合計	1,237,638	129,160	129,160	129,160	129,160	129,160

1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 727円97銭
- 1株当たり当期純利益 35円12銭

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	12,403,713	流動負債	8,637,338
現金及び預金	1,792,848	支払手形	624,932
受取手形	1,867,709	買掛金	6,572,592
売掛金	7,297,362	短期借入金	1,108,477
商品	1,238,843	未払金	488
未着商品	62,223	未払費用	79,845
前渡金	880	未払法人税等	135,623
前払費用	11,256	前受金	12,737
繰延税金資産	36,621	預り金	22,447
関係会社短期貸付金	34,867	賞与引当金	65,000
その他	63,097	役員賞与引当金	11,400
貸倒引当金	△2,000	その他	3,792
固定資産	2,568,998	固定負債	141,606
有形固定資産	112,204	繰延税金負債	59,283
建物	25,589	役員退職慰労引当金	46,775
構築物	347	その他	35,547
車両運搬具	2,077		
工具、器具及び備品	11,930	負債合計	8,778,944
土地	72,258	【純資産の部】	
無形固定資産	35,799	株主資本	6,045,689
ソフトウェア	35,799	資本金	820,000
投資その他の資産	2,420,993	資本剰余金	697,471
投資有価証券	395,077	資本準備金	697,400
関係会社株式	914,564	その他資本剰余金	71
関係会社出資金	69,606	利益剰余金	4,717,279
関係会社長期貸付金	885,982	利益準備金	111,950
破産更生債権等	30,912	その他利益剰余金	4,605,329
前払年金費用	30,460	別途積立金	3,700,000
その他	125,303	繰越利益剰余金	905,329
貸倒引当金	△30,912	自己株式	△189,062
資産合計	14,972,711	評価・換算差額等	148,077
		その他有価証券評価差額金	150,656
		繰延ヘッジ損益	△2,578
		純資産合計	6,193,766
		負債純資産合計	14,972,711

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	金 額
売 上 高		36,613,843
売 上 原 価		34,660,699
売 上 総 利 益		1,953,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,344,684
営 業 利 益		608,459
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	63,027	
そ の 他	25,960	88,988
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,587	
そ の 他	53,537	58,125
経 常 利 益		639,322
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	4,020	4,020
税 引 前 当 期 純 利 益		635,302
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	227,716	
法 人 税 等 調 整 額	10,965	238,681
当 期 純 利 益		396,620

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成26年4月1日期首残高	820,000	697,400	71	697,471
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成27年3月31日期末残高	820,000	697,400	71	697,471

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自己株式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
平成26年4月1日期首残高	111,950	3,500,000	781,243	4,393,193	△189,062	5,721,602
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	△72,533	△72,533	—	△72,533
別途積立金の積立	—	200,000	△200,000	—	—	—
当期純利益	—	—	396,620	396,620	—	396,620
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	200,000	124,086	324,086	—	324,086
平成27年3月31日期末残高	111,950	3,700,000	905,329	4,717,279	△189,062	6,045,689

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額 等 合 計	
平成26年4月1日期首残高	90,483	940	91,424	5,813,026
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△72,533
別途積立金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	396,620
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	60,173	△3,519	56,653	56,653
事業年度中の変動額合計	60,173	△3,519	56,653	380,740
平成27年3月31日期末残高	150,656	△2,578	148,077	6,193,766

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法
により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については以下のとおりであります。

建物 8～39年

構築物 10～15年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に
基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として
処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸
念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して
おります。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上して
おります。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、年金資産が退職給付債務を超過する場合には、投資その他の資産に「前払年金費用」として計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出取引による外貨建売上債権、輸入取引による外貨建仕入債務等及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

輸出入取引に係る為替変動のリスク回避のため、外貨建の債権及び債務について実需原則に基づき為替予約取引を利用しており、投機目的のための為替予約等取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期間の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判断をもって有効性の判定に代えております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 輸出手形割引残高	8,065千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	208,063千円
3. 保証債務	
以下の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。	
PT. S&S HYGIENE SOLUTION	791,267千円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	670,039千円
短期金銭債務	3,820,178千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,175,676千円

仕入高 10,633,721千円

営業取引以外の取引による取引高 55,260千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 933千株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 32,065千円

賞与引当金 20,800千円

投資不動産評価損 17,216千円

役員退職慰労引当金 14,500千円

会員権評価損 12,155千円

繰延ヘッジ損益 1,213千円

その他 26,941千円

繰延税金資産小計 124,893千円

評価性引当額 △72,751千円

繰延税金資産合計 52,142千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △65,361千円

前払年金費用 △9,442千円

繰延税金負債合計 △74,803千円

繰延税金資産（△は負債）の純額 △22,661千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.0%から回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.0%、平成28年4月1日以降のものについては31.0%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が4,216千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が4,103千円、その他有価証券評価差額金が8,433千円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が113千円減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	堺化学工業 株式会社	(被所有) 直接 64.0%	・ 同社製品の購 入及び原料の 納入 ・ 役員の兼任	同社製品の 購入	9,568,099	買掛金	3,810,990
				原料の納入	2,434,712	売掛金	227,755

取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

同社製品の購入及び原料の納入については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に協議決定しております。

2. 子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	SAKAI TRADING NEW YORK INC.	(所有) 直接 100.0%	・ 当社対米貿易 の窓口商社 ・ 役員の兼任	化学工業製品 等の販売 (注1)	1,688,444	売掛金	258,358
子会社	PT. S&S HYGIENE SOLUTION	(所有) 直接 55.0%	・ 同社製品の購 入及び原料の 納入 ・ 役員の兼任 ・ 資金の援助 ・ 債務保証 ・ 増資の引受	資金の貸付 (注2)	920,850	関係会社 短期貸付金	34,867
				利息の受入 (注2)	5,656	関係会社 長期貸付金	885,982
				債務保証 (注3)	791,267	—	—
				保証料の受入 (注3)	1,940	—	—
				増資の引受 (注4)	168,382	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 化学工業製品等の販売については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に協議決定しております。

(注2) 資金の貸付については、貸付金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 債務保証については、金融機関からの借入金等に対する債務保証であり、保証料は一般的取引条件と同様に協議決定しております。

(注4) PT. S&S HYGIENE SOLUTIONが行った株主割当増資を1,650千ドルで引き受けております。

3. 兄弟会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	カイゲンファーマ株式会社	なし	原料の納入	原料の納入	961,870	売掛金	369,527

取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

原料の納入については、市場価格を勘案し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に協議決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 683円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 43円74銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

堺商事株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	道 幸 静 児 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	坂 東 和 宏 ㊞
業務執行社員	公認会計士	松 本 勝 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、堺商事株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、堺商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

堺商事株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	道 幸 静 児 ㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	坂 東 和 宏 ㊞
業務執行社員	公認会計士	松 本 勝 幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、堺商事株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

堺 商 事 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 菊 池 英 二 ㊟

社外監査役 小 河 義 夫 ㊟

社外監査役 佐 野 俊 明 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条(社外取締役との責任限定契約)及び第36条(社外監査役との責任限定契約)の規定を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第27条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>社外取締役</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	第27条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。
第36条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>社外監査役</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。	第36条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、 <u>監査役</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	油 江 博 志 (昭和23年9月23日)	昭和46年4月 堺化学工業㈱入社 平成10年9月 同社営業本部営業部長 平成11年9月 当社大阪営業部長 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成26年6月 海外戦略室長 (現在に至る) <現在の担当>電子材料部、内部統制	20,000株
2	片 岡 茂 夫 (昭和34年1月12日)	平成12年2月 当社入社 平成20年4月 当社東京営業第二部長 平成22年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役東京支店長兼 大阪営業第二部長兼東京営業 第二部長(現在に至る) <現在の担当>東京営業第一部、環境管理、 品質管理 <重要な兼職の状況> SAKAI TRADING NEW YORK INC. 代表取締役社長 韓国堺商事㈱代表取締役社長 堺商事貿易(上海)有限公司董事長	11,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	ざい つ あき ひろ 在 津 昭 宏 (昭和38年11月10日)	平成5年3月 当社入社 平成19年4月 当社東京営業第二部長 平成20年4月 当社衛生材料部長 平成24年6月 当社取締役衛生材料部長 (現在に至る) ＜現在の担当＞大阪営業第一部	5,000株
4	かわ はら あきら 川 原 章 (昭和38年2月6日)	昭和60年4月 堺化学工業(株)入社 平成23年4月 当社経理部長 平成24年6月 当社経理部長兼業務部長 平成25年6月 当社取締役経理部長兼業務部長 (現在に至る) ＜現在の担当＞総務部、リスク管理	4,000株
5	やぶ なか いわお 藪 中 巖 (昭和19年11月12日)	昭和44年4月 堺化学工業(株)入社 平成9年6月 当社監査役 平成11年6月 堺化学工業(株)取締役 平成16年6月 同社常務取締役 平成20年6月 当社監査役退任 堺化学工業(株)代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役 堺化学工業(株)代表取締役会長 (現在に至る) ＜重要な兼職の状況＞ 堺化学工業(株)代表取締役会長	5,000株
6	あか みず こう じ 赤 水 宏 次 (昭和35年9月2日)	昭和58年4月 堺化学工業(株)入社 平成21年6月 同社酸化チタン事業部営業部長 平成21年9月 同社無機材料事業部営業部長 平成23年9月 同社無機材料事業部長 平成25年6月 同社取締役無機材料事業部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 平成26年10月 堺化学工業(株)取締役営業推進 本部長 (現在に至る) ＜重要な兼職の状況＞ 堺化学工業(株)取締役営業推進本部長	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
※7	うえ だ けん 上 田 憲 (昭和39年11月12日)	平成7年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) さくら法律事務所入所 平成12年1月 同事務所代表弁護士 (現在に至る) <重要な兼職の状況> さくら法律事務所代表弁護士	0株

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 取締役候補者 藪中 巖氏は、堺化学工業㈱の代表取締役を兼任しており、当社は同社との間に同社製品の販売、主要原料の納入等の取引関係があります。
3. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 上田 憲氏は、社外取締役候補者であります。
5. 上田 憲氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、上田 憲氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 上田 憲氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 菊池英二、小河義夫の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	菊池英二 (昭和26年2月1日)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社大阪営業第二部長 平成19年4月 堺化学工業㈱出向 平成19年9月 同社海外営業部長 平成22年10月 同社出向より帰任、当社社長付部長 平成23年6月 当社常勤監査役(現在に至る)	8,000株
2	小河義夫 (昭和17年1月3日)	昭和51年4月 公認会計士登録 公認会計士 小河義夫事務所 所長(現任) 昭和63年11月 ナニワ監査法人(現 ひびき監査法人)代表社員 平成21年8月 同監査法人退任 平成23年6月 当社社外監査役(現在に至る) <重要な兼職の状況> 公認会計士 小河義夫事務所所長	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小河義夫氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 小河義夫氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 4. 小河義夫氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 5. 当社は、小河義夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。小河義夫氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 6. 小河義夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として平成27年5月12日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役 油江博志、片岡茂夫、在津昭宏、川原 章の4氏及び第3号議案をご承認いただいた場合に重任される監査役 菊池英二、小河義夫の両氏に対して、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社の定める一定の基準に基づき相当額の範囲内において打切り支給することとし、贈呈の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ゆ ぎょう ひろ し 油 江 博 志	平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社代表取締役社長（現在に至る）
かた おか しげ お 片 岡 茂 夫	平成22年6月 当社取締役 平成25年6月 当社常務取締役（現在に至る）
ざい つ あき ひろ 在 津 昭 宏	平成24年6月 当社取締役（現在に至る）
かわ はら あきら 川 原 章	平成25年6月 当社取締役（現在に至る）
きく ち えい じ 菊 池 英 二	平成23年6月 当社常勤監査役（現在に至る）
お ごう よし お 小 河 義 夫	平成23年6月 当社社外監査役（現在に至る）

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額1,140万円を支給することといたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区谷町6丁目5番4号
薬業年金会館3階301号室
☎ (06) 6768-4451



■会場への交通

- 地下鉄谷町線、長堀鶴見緑地線「谷町六丁目」駅（C階段4番口）

- 駐車場はございません。

車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。